

【 返戻金制度に関する事項 】

仕事を探す方（求職）

返戻金制度有り

**（返戻金は求人者に対して行うものであり、
求職者に対する返戻金ではない）**

内容（入社日から一定期間内に、求職者が本人の責めに
基づく解雇又は自己都合により退職したときは求人者より
受領した紹介手数料の一部を返還いたします。）なお、
労働者の賃金については、労働基準法第 24 条により、
労働者に直接お支払いください。

その他、本所の業務についてご不審点は、係員におたず
ねください。

人材を探す企業・個人方（求人）

返戻金制度有り

内容（入社日から一定期間内に、求職者が本人の責めに
基づく解雇又は自己都合により退職したときは求人者より
受領した紹介手数料の一部を返還いたします。）

その他、本所の業務についてご不審の点は、係員にお尋ね
ください。

その他、本所の業務についてご不審点は、係員におたず
ねください。

◇ 返戻金制度 ◇

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は
本人の責めにに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から
次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- （1）入社日以後1ヶ月以内の場合はサービス利用料の70%を返還するものとする。
- （2）入社日以後1ヶ月より2ヶ月以内の場合はサービス利用料の50%を返還する
ものとする。
- （3）入社日以後2ヶ月より3ヶ月以内の場合はサービス利用料の30%を返還する
ものとする。